デジタル庁
○　総　務　省　告示第二十六号

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、個人番号カード等に関する技術的基準及び認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準の一部を改正する件を次のように定める。

令和八年六月十日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正

個人番号カード等に関する技術的基準及び認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準の一部を改正する件

（個人番号カード等に関する技術的基準の一部改正）

第一条　個人番号カード等に関する技術的基準（平成二十七年総務省告示第三百十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規

定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第1　用語の定義 　この技術的基準において使用する用語は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「令」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年総務省令第85号。以下「個人番号カード等省令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。 ［1～4　略］ 5　基本利用領域 　住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションのために個人番号カード（特定在留カード等を含む。第4の1を除き、以下同じ。）の半導体集積回路上に割り当てられた領域 ［6～13　略］ 第3　個人番号カードのセキュリティ対策等 ［1　略］ 2　個人番号カードのセキュリティ対策 (1)　暗証番号の設定 　ア　暗証番号（個人番号カード等省令第33条第1項に規定する暗証番号（特定在留カード等にあっては、特定在留カードの様式その他特定在留カードに関し必要な事項を定める命令（令和8年デジタル庁・総務省・法務省令第1号）第2条第1項又は特定特別永住者証明書の様式その他特定特別永住者証明書に関し必要な事項を定める命令（令和8年デジタル庁・総務省・法務省令第2号）第2条第1項に規定する暗証番号）をいう。イからエまで、(4)、第4の1の(2)のカからクまで、第4の2の(2)及び第5の2の(1)において同じ。）を設定してはじめて、個人番号カード又は住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションが利用可能な状態になること。 ［イ～エ　略］ (2)　不正使用を防止するための情報の設定 　機構は個人番号カードの作成（法第18条の5第2項に規定する措置を含む。第4の1の(2)のエ及び(3)のオ並びに第4の2の(1)のアにおいて同じ。）をする際、個人番号カードに対し、不正使用を防止するための情報を設定すること。 ［(3)～(7)　略］ 第4　個人番号カードの交付等及び管理等 ［3　略］	第1　用語の定義 　この技術的基準において使用する用語は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「令」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年総務省令第85号。以下「個人番号カード等省令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。 ［1～4　同上］ 5　基本利用領域 　住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションのために個人番号カードの半導体集積回路上に割り当てられた領域 ［6～13　同上］ 第3　個人番号カードのセキュリティ対策等 ［1　同上］ 2　個人番号カードのセキュリティ対策 (1)　暗証番号の設定 　ア　暗証番号（個人番号カード等省令第33条第1項に規定する暗証番号をいう。イからエまで、(4)、第4の1の(2)のカ及びキ、第4の2の(2)並びに第5の2の(1)において同じ。）を設定してはじめて、個人番号カード又は住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションが利用可能な状態になること。 ［イ～エ　同上］ (2)　不正使用を防止するための情報の設定 　機構は個人番号カードを作成する際、個人番号カードに対し、不正使用を防止するための情報を設定すること。 ［(3)～(7)　同上］ ［3　同上］ 第4　個人番号カードの交付等及び管理等

1　個人番号カードの交付等

(1)　交付前の個人番号カードの保管等

ア　機構は、個人番号カード（特定在留カード等を含む。イ並びに(2)エ及びクにおいて同じ。）に対し、第３の２の(2)の設定を行った上で、当該個人番号カードを住所地市町村長（国外転出者にあっては、附票管理市町村長。以下同じ。）に送付すること。ただし、法第16条の２第３項の申出があった場合（個人番号カードを個人番号カード等省令第23条の５第４号に規定する方法で住所地市町村長に送付する場合を除く。）は、同条第１号から第３号までに規定する方法により、交付申請者に送付すること。

イ　機構、住所地市町村長、法第16条の２第４項の申出に係る領事官及び市町村長並びに出入国在留管理庁長官は、交付前の個人番号カードについて、保管庫等に保管すること、持出し及び返却の確認をすること等により、適切な管理を行うこと。

(2)　個人番号カードの交付

ア　住所地市町村長又は附票管理市町村長は、機構から個人番号カード（特定在留カード等を除く。以下アからウまで、カ及びクにおいて同じ。）の送付を受けた場合又は交付申請者若しくは当該交付申請者の法定代理人から法第16条の２第３項の申出があった場合には、イ及びウの場合を除き、交付申請者が当該市町村の住民基本台帳に記録されている者（国外転出者にあっては、戸籍の附票に記録されている者。以下同じ。ただし、第４の１の(2)のカの（ア）を除く。）であること及び既に個人番号カードの交付を受けたことがある交付申請者にあっては、個人番号カードの運用状況が廃止の状況にあること又は回収されていることを確認すること。

［イ・ウ　略］

エ　機構は、個人番号カードの作成に際しては、コミュニケーションサーバの端末機等を用いて、交付申請者（特定在留カード等交付申請をした者（以下「特定在留カード等交付申請者」という。）を含む。）の住民票コードを個人番号カードの基本利用領域に、券面事項確認情報を券面事項確認利用領域に、券面事項入力補助情報（券面に記載した氏名、氏名の振り仮名、旧氏、旧氏の振り仮名、通称、住所、生年月日、性別及び個人番号に関する情報（国外転出者向け個人番号カードにあっては、券面に記載した氏名、氏名の振り仮名、国外転出者である旨、国外転出届に記載された転出の予定年月日、生年月日、性別及び個人番号に関する情報）をいう。以下同じ。）及び署名券面情報（機構により電子署名（法第２条第８項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）が行われた券面事項入力補助情報に係る情報をいう。）を券面事項入力補助利用領域に、公的個人認証サービス情報（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号、個人番号カード用署名用電子証明書並びに個人番号カード用署名用電子証明書に係る暗証番号並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第22条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）に係る利用者証明利用者符号（公的個人認証法第２条第５項に規定する利用者証明利用者符号をいう。）及びこれと対応する利用者証明利用者検証符号（同項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。）、個人番号カード用利用者証

1　個人番号カードの交付等

(1)　交付前の個人番号カードの保管等

ア　機構は、個人番号カードに対し、第３の２の(2)の設定を行った上で、住所地市町村長（国外転出者にあっては、附票管理市町村長。以下同じ。）に送付すること。ただし、法第16条の２第３項の申出があった場合（個人番号カードを個人番号カード等省令第23条の５第４号に規定する方法で住所地市町村長に送付する場合を除く。）は、同条第１号から第３号までに規定する方法により、交付申請者に送付すること。

イ　機構、住所地市町村長並びに法第16条の２第４項の申出に係る領事官及び市町村長は、交付前の個人番号カードについて、保管庫等に保管すること、持出し及び返却の確認をすること等により、適切な管理を行うこと。

(2)　個人番号カードの交付

ア　住所地市町村長及び附票管理市町村長は、機構から個人番号カードの送付を受けた場合には、イ及びウの場合を除き、交付申請者が当該市町村の住民基本台帳に記録されている者（国外転出者にあっては、戸籍の附票に記録されている者。以下同じ。ただし、第４の１の(2)のカの（ア）を除く。）であること及び既に個人番号カードの交付を受けたことがある交付申請者にあっては、個人番号カードの運用状況が廃止の状況にあること又は回収されていることを確認すること。

［イ・ウ　同上］

エ　機構は、個人番号カードの作成に際しては、コミュニケーションサーバの端末機等を用いて、交付申請者の住民票コードを個人番号カードの基本利用領域に、券面事項確認情報を券面事項確認利用領域に、券面事項入力補助情報（券面に記載した氏名、氏名の振り仮名、旧氏、旧氏の振り仮名、通称、住所、生年月日、性別及び個人番号に関する情報（国外転出者向け個人番号カードにあっては、券面に記載した氏名、氏名の振り仮名、国外転出者である旨、国外転出届に記載された転出の予定年月日、生年月日、性別及び個人番号に関する情報）をいう。以下同じ。）及び署名券面情報（機構により電子署名（法第２条第８項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）が行われた券面事項入力補助情報に係る情報をいう。）を券面事項入力補助利用領域に、公的個人認証サービス情報（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号、個人番号カード用署名用電子証明書並びに個人番号カード用署名用電子証明書に係る暗証番号並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第22条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）に係る利用者証明利用者符号（公的個人認証法第２条第５項に規定する利用者証明利用者符号をいう。）及びこれと対応する利用者証明利用者検証符号（同項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。）、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る暗証番号をいう。第８の２の

明用電子証明書並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る暗証番号をいう。第８の２の⑵において同じ。）を公的個人認証サービス利用領域に、それぞれ記録し、券面記載事項を印刷するとともに、個人番号カードと住民基本台帳ネットワークシステム又は附票管理システム相互間の認証を行うための情報を個人番号カードに設定し、アクセス権限の制御を行うこと。

［オ～キ　略］

ク　機構は、特定在留カード等交付申請者又はその法定代理人若しくは任意代理人（これらの者からの依頼により当該申請又は当該申請に係る手続をする者を含む。）に暗証番号の届出をさせ、その設定を行うことにより個人番号カード又は住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションを利用可能な状態にすること。

ケ　カからクまでの暗証番号の設定に際しては、暗証番号を設定する者以外の者が暗証番号を知ることができないような措置を講ずること。

⑶　個人番号カードの作成

個人番号カードの作成（交付申請書等の受付等、個人番号カード交付通知書の作成及び法第18条の５第２項に規定する措置を含む。以下⑶において同じ。）に当たって、住所地市町村長及び機構等は、次のようなセキュリティ対策を講ずること。

［ア～エ　略］

オ　機構等においてカードプリンタ等を他のカード等の作成にも利用する場合は、切換えの機能を整備し、個人番号カードの作成に係る端末機とその他のカード等（特定在留カード等を除く。）の作成に係る端末機について、両者の端末機を同時にカードプリンタ等に接続しないこと。また、個人番号カードの作成に係る作業を行う場合は、個人番号カードの作成の業務とそれ以外のカード等（特定在留カード等を除く。）の作成の業務を並行して行わないこと。

［カ・キ　略］

ク　機構等は、個人番号カードの作成に係る端末機を操作した履歴を記録し、個人番号カードの作成に係る委託簿等との照合、個人番号カード（発行前の個人番号カード及び特定在留カード等を含む。以下ク及びコにおいて同じ。）の管理状況及び個人番号カードに記録するデータの管理状況についての確認等を行う等、適切な業務を実施するための措置を講じること。

［ケ・コ　略］

［⑷　略］

２　個人番号カードの管理等

⑴　個人番号カードの作成及び運用状況の管理

［ア～ウ　略］

エ　［略］

［（ア）　略］

（イ）当該最初の転入届に係る転出届を受けた市町村長（オにおいて「転出地市町村長」という。）に対する当該措置を講じた旨の通知

⑵において同じ。）を公的個人認証サービス利用領域に、それぞれ記録し、券面記載事項を印刷するとともに、個人番号カードと住民基本台帳ネットワークシステム又は附票管理システム相互間の認証を行うための情報を個人番号カードに設定し、アクセス権限の制御を行うこと。

［オ～キ　同上］

［新設］

ク　カ及びキの暗証番号の設定に際しては、暗証番号を設定する者以外の者が暗証番号を知ることができないような措置を講ずること。

⑶　個人番号カードの作成

個人番号カードの作成（交付申請書等の受付等及び個人番号カード交付通知書の作成を含む。以下⑶において同じ。）に当たって、住所地市町村長及び機構等は、次のようなセキュリティ対策を講ずること。

［ア～エ　同上］

オ　機構等においてカードプリンタ等を他のカード等の作成にも利用する場合は、切換えの機能を整備し、個人番号カードを作成する端末機とその他のカード等を作成する端末機について、両者の端末機を同時にカードプリンタ等に接続しないこと。また、個人番号カードの作成に係る作業を行う場合は、個人番号カードの作成の業務とそれ以外のカード等の作成の業務を並行して行わないこと。

［カ・キ　同上］

ク　機構等は、個人番号カードの作成に係る端末機を操作した履歴を記録し、個人番号カードの作成委託簿等との照合、個人番号カード（発行前の個人番号カードを含む。コにおいて同じ。）の管理状況及び個人番号カードに記録するデータの管理状況についての確認等を行う等、適切な業務を実施するための措置を講じること。

［ケ・コ　同上］

［⑷　同上］

２　個人番号カードの管理等

⑴　個人番号カードの作成及び運用状況の管理

［ア～ウ　同上］

エ　［同上］

［（ア）　同上］

（イ）当該最初の転入届に係る転出届を受けた市町村長（カにおいて「転出地市町村長」という。）に対する当該措置を講じた旨の通知

オ　転出地市町村長は、エの（イ）の通知を受けた場合には、都道府県知事に対し、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、当該個人番号カードの運用状況が廃止の状況にあることについて通知を行うこと。 ［カ～ク　略］ ［2　略］	オ　転出地市町村長は、オの（イ）の通知を受けた場合には、都道府県知事に対し、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、当該個人番号カードの運用状況が廃止の状況にあることについて通知を行うこと。 ［カ～ク　同上］ ［2　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準の一部改正）

第二条　認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準（平成十五年総務省告示第七百六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（用語） 第一条　この技術的基準において使用する用語は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下「法」という。）及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号。以下「規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。 一　「受付窓口端末アプリケーション」とは、法第三条第五項（同条第十項並びに法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）及び第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知、法第三条第六項（同条第十項並びに法第三条の二第二項及び第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が通知する個人番号カード用署名用電子証明書の受信及び法第三条第七項（同条第十項並びに法第三条の二第二項及び第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の法第三条第四項（同条第十項並びに法第三条の二第二項及び第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の個人番号カードへの記録、法第二十二条第五項（同条第十項並びに法第二十二条の二第二項及び第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）及び第二十二条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知、法第二十二条第六項（同条第十項並びに法第二十二条の二第二項及び第二十二条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により機構が通知する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の受信及び法第二十二条第七項（同条第十項並びに法第二十二条の二第二項及び第二十二条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の法第二十二条第四項（同条第十項並びに法第二十二条の二第二項及び第二十二条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の個人番号カードへの記録並びに規則第六十五条第一項の規定により認証業務関連事務を機構に行わせることとした場合にあっては、規則第六十六条第一項に規定する通知を行うためのアプリケーションをいう。 ［二・三　略］ 四　「鍵ペア生成装置」とは、法第三条第四項（同条第十項並びに法第三条の二第二項及び第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により住所地市町村長又は附票管理市町村長が個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号を作成し法第三条第四項の個人番号カードに記録するため並びに法第二十二条第四項（同条第十項並びに法第二十二条の二第二項及び第二十二	（用語） 第一条　［同上］ 一　「受付窓口端末アプリケーション」とは、法第三条第五項（同条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知、法第三条第六項（同条第十項及び法第三条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が通知する個人番号カード用署名用電子証明書の受信及び法第三条第七項（同条第十項及び法第三条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の法第三条第四項（同条第十項及び法第三条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の個人番号カードへの記録、法第二十二条第五項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項（同条第四項及び第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知、法第二十二条第六項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により機構が通知する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の受信及び法第二十二条第七項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の法第二十二条第四項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の個人番号カードへの記録並びに規則第六十五条第一項の規定により認証業務関連事務を機構に行わせることとした場合にあっては、規則第六十六条第一項に規定する通知を行うためのアプリケーションをいう。 ［二・三　同上］ 四　「鍵ペア生成装置」とは、法第三条第四項（同条第十項及び法第三条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により住所地市町村長又は附票管理市町村長が個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号を作成し法第三条第四項の個人番号カードに記録するため並びに法第二十二条第四項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項において読み替えて準用する場合を含

条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により住所地市町村長又は附票管理市町村長が個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を作成し法第二十二条第四項の個人番号カードに記録するための住所地市町村長又は附票管理市町村長の使用に係る電子計算機（規則第六十五条第一項の規定により認証業務関連事務を機構に行わせることとした場合にあっては、同項第一号ハ及び第二号の規定により機構が設置、管理及び運用する電子計算機）をいう。

（署名利用者確認及び利用者証明利用者確認の方法等）

第三条　［略］

2　法第三条第十項並びに第三条の二第四項及び第六項において読み替えて準用する同条第二項並びに第三条の三第二項において準用する法第三条第四項に規定する署名利用者確認並びに法第二十二条第十項並びに第二十二条の二第四項及び第六項において読み替えて準用する同条第二項並びに第二十二条の三第二項において準用する法第二十二条第四項に規定する利用者証明利用者確認は、統合端末を用いて行うものとする。この場合において、住所地市町村長又は附票管理市町村長は、コミュニケーションサーバ端末アプリケーションを用いて申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項のファイルを作成した後、受付窓口端末アプリケーションを起動し、当該ファイルを取り込むものとする。

［3・4　略］

（暗証番号の基準等）

第四条　規則第六条第二項の規定により法第三条第二項（同条第十項並びに法第三条の二第二項及び第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する申請者若しくは規則第六条第二項各号に定める者が設定する暗証番号、規則第二十四条の三第二項の規定により法第十六条の二第二項に規定する申請者が設定する暗証番号、規則第四十二条第二項の規定により法第二十二条第二項（同条第十項並びに法第二十二条の二第二項及び第二十二条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する申請者若しくは規則第四十二条第二項各号に定める者が設定する暗証番号又は規則第五十九条の三第二項の規定により法第三十五条の二第二項に規定する申請者が設定する暗証番号は、他人から容易に推測されるものであってはならない。

（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を記録する個人番号カードの基準）

第六条　法第三条第四項（同条第十項並びに法第三条の二第二項及び第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第二十二条第四項（同条第十項並びに法第二十二条の二第二項及び第二十二条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を記録する個人番号カードは、次に掲げる要件を満たすものとする。

む。以下この項において同じ。）の規定により住所地市町村長又は附票管理市町村長が個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を作成し法第二十二条第四項の個人番号カードに記録するための住所地市町村長又は附票管理市町村長の使用に係る電子計算機（規則第六十五条第一項の規定により認証業務関連事務を機構に行わせることとした場合にあっては、同項第一号ハ及び第二号の規定により機構が設置、管理及び運用する電子計算機）をいう。

（署名利用者確認及び利用者証明利用者確認の方法等）

第三条　［同上］

2　法第三条第十項並びに法第三条の二第四項及び第六項において読み替えて準用する同条第二項において準用する法第三条第四項に規定する署名利用者確認並びに法第二十二条第十項並びに法第二十二条の二第四項及び第六項において読み替えて準用する同条第二項において準用する法第二十二条第四項に規定する利用者証明利用者確認は、統合端末を用いて行うものとする。この場合において、住所地市町村長又は附票管理市町村長は、コミュニケーションサーバ端末アプリケーションを用いて申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項のファイルを作成した後、受付窓口端末アプリケーションを起動し、当該ファイルを取り込むものとする。

［3・4　同上］

（暗証番号の基準等）

第四条　規則第六条第二項の規定により法第三条第二項（同条第十項及び法第三条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する申請者若しくは規則第六条第二項各号に定める者が設定する暗証番号、規則第二十四条の三第二項の規定により法第十六条の二第二項に規定する申請者が設定する暗証番号、規則第四十二条第二項の規定により法第二十二条第二項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する申請者若しくは規則第四十二条第二項各号に定める者が設定する暗証番号又は規則第五十九条の三第二項の規定により法第三十五条の二第二項に規定する申請者が設定する暗証番号は、他人から容易に推測されるものであってはならない。

（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を記録する個人番号カードの基準）

第六条　法第三条第四項（同条第十項及び法第三条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第二十二条第四項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を記録する個人番号カードは、次に掲げる要件を満たすものとする。

［一～四　略］

（受付窓口端末アプリケーションの基準）

第七条　受付窓口端末アプリケーションは、次に掲げる要件を満たすものとする。

一　法第三条第五項（同条第十項並びに法第三条の二第二項及び第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知の受信、法第三条第六項（同条第十項並びに法第三条の二第二項及び第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による機構の個人番号カード用署名用電子証明書の通知、法第九条第二項において準用する法第三条第五項の規定による申請書の内容の通知の受信及び法第十条第二項において準用する法第三条第五項の規定による届出書の内容の通知の受信等並びに法第二十二条第五項（同条第十項並びに法第二十二条の二第二項及び第二十二条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知の受信、法第二十二条第六項（同条第十項並びに法第二十二条の二第二項及び第二十二条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による機構の個人番号カード用利用者証明用電子証明書の通知、法第二十八条第二項において準用する法第二十二条第五項の規定による申請書の内容の通知の受信及び法第二十九条第二項において準用する法第二十二条第五項の規定による届出書の内容の通知の受信等並びに規則第六十六条第一項の規定による通知に用いる電子計算機と相互に認証を行うために必要な機能を有すること。

［二　略］

（個人番号カード用署名用電子証明書又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書の提供に際しての申請者への説明事項）

第九条　法第三条第七項（同条第十項並びに法第三条の二第二項及び第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により住所地市町村長又は附票管理市町村長が個人番号カード用署名用電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲げる事項を申請者に説明しなければならない。

［一～三　略］

（住所地市町村長及び附票管理市町村長と機構との間の情報の送受信）

第十条　［略］

2　法第三条第五項（同条第十項並びに法第三条の二第二項及び第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに法第三条第六項（同条第十項並びに法第三条の二第二項及び第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による個人番

［一～四　同上］

（受付窓口端末アプリケーションの基準）

第七条　受付窓口端末アプリケーションは、次に掲げる要件を満たすものとする。

一　法第三条第五項（同条第十項及び法第三条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知の受信、法第三条第六項（同条第十項及び法第三条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による機構の個人番号カード用署名用電子証明書の通知、法第九条第二項において準用する法第三条第五項の規定による申請書の内容の通知の受信及び法第十条第二項において準用する法第三条第五項の規定による届出書の内容の通知の受信等並びに法第二十二条第五項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知の受信、法第二十二条第六項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による機構の個人番号カード用利用者証明用電子証明書の通知、法第二十八条第二項において準用する法第二十二条第五項の規定による申請書の内容の通知の受信及び法第二十九条第二項において準用する法第二十二条第五項の規定による届出書の内容の通知の受信等並びに規則第六十六条第一項の規定による通知に用いる電子計算機と相互に認証を行うために必要な機能を有すること。

［二　同上］

（個人番号カード用署名用電子証明書又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書の提供に際しての申請者への説明事項）

第九条　法第三条第七項（同条第十項及び法第三条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により住所地市町村長又は附票管理市町村長が個人番号カード用署名用電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲げる事項を申請者に説明しなければならない。

［一～三　同上］

（住所地市町村長及び附票管理市町村長と機構との間の情報の送受信）

第十条　［同上］

2　法第三条第五項（同条第十項及び法第三条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに法第三条第六項（同条第十項及び法第三条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の通知を第三条第八

号カード用署名用電子証明書の通知を法第三条第八項（同条第十項並びに法第三条の二第二項及び第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により電気通信回線を通じて送信するときは、住所地市町村長若しくは附票管理市町村長又は機構は、当該申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号並びに個人番号カード用署名用電子証明書を暗号化しなければならない。 3　法第二十二条第五項（同条第十項並びに法第二十二条の二第二項及び第二十二条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに法第二十二条第六項（同条第十項並びに法第二十二条の二第二項及び第二十二条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の通知を法第二十二条第八項（同条第十項並びに法第二十二条の二第二項及び第二十二条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により電気通信回線を通じて送信するときは、住所地市町村長若しくは附票管理市町村長又は機構は、当該申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書を暗号化しなければならない。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	項（同条第十項及び法第三条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により電気通信回線を通じて送信するときは、住所地市町村長若しくは附票管理市町村長又は機構は、当該申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号並びに個人番号カード用署名用電子証明書を暗号化しなければならない。 3　法第二十二条第五項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに法第二十二条第六項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の通知を第二十二条第八項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により電気通信回線を通じて送信するときは、住所地市町村長若しくは附票管理市町村長又は機構は、当該申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書を暗号化しなければならない。

附　則

この告示は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年六月十四日）から施行する。